○大野市体育施設設置条例

平成１７年９月２６日

条例第１９号

改正　平成１９年３月２６日条例第１０号

平成２１年３月２４日条例第２号

平成２１年１２月１７日条例第２７号

平成２４年３月２７日条例第８号

平成２５年３月２６日条例第１１号

平成２７年１２月１７日条例第３３号

令和３年３月２５日条例第１３号

大野市体育施設設置条例（平成元年条例第７号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、大野市体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 真名川憩いの島 | 多目的グラウンド | 真名川河川敷、大野市中保地係富田大橋下流４８０メートルから富田大橋上流５１４メートルまでの左岸の区域 |
| 自由広場 |
| 野球場 |
| マレットゴルフ場 |
| サッカー場 | 真名川河川敷、大野市中保地係富田大橋下流２２３メートルから上流へ１３８メートルまでの左岸の区域 |
| 大野市明治公園テニス場 | 大野市桜塚町６０４番地 |
| 大野市ゲートボール場 | 大野市城町３番６１号 |
| 奥越ふれあい公園多目的広場照明設備 | 大野市篠座７０号４６番地 |

（指定管理者による管理）

第３条　体育施設の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に行わせることができる。

２　前項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 体育施設の維持及び管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）

(2) 利用の許可及び利用の取消しに関する業務

(3) 利用に係る料金の徴収に関する業務

(4) 前３号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関して市長が必要と認める業務

（利用期間及び利用時間）

第４条　体育施設の利用期間及び利用時間は、別表第１のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第５条　体育施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

（利用の不許可）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第７条　利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等の制限）

第８条　利用者は、体育施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消し等）

第９条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

２　前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

（使用料）

第１０条　体育施設の使用料の額は、別表第２のとおりとする。

２　体育施設を利用しようとするものは、体育施設の利用の許可を受けたとき、前項の使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第１１条　市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第１２条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 体育施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

（原状回復の義務）

第１３条　利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第９条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

２　利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

（損害賠償の義務）

第１４条　利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

（指定管理者による管理における適用）

第１５条　第３条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第４条から第６条まで、第８条及び第９条の規定の適用については、第４条ただし書中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第５条、第６条、第８条及び第９条第１項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第２項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、体育施設の管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第１７条　市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５０，０００円を超えないときは、５０，０００円とする。）以下の過料に処することができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行日前に、改正前の大野市体育施設設置条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（指定管理者移行までの間の経過措置）

３　平成１８年９月１日（同日前にこの条例による改正後の大野市体育施設設置条例第３条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、大野市体育施設の管理については改正前の条例の例による。

附　則（平成１９年条例第１０号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大野市体育施設設置条例第５条の規定による利用の許可を受け、かつ、使用料を納入した者に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成２１年条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行日前に、改正前の大野市体育施設設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２１年条例第２７号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第８号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年条例第１１号）

この条例は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則（平成２７年条例第３３号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和３年条例第１３号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（大野市体育施設設置条例の一部改正に伴う経過措置）

６　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大野市体育施設設置条例の規定によりなされている処分、手続その他行為については、改正後の大野市体育施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第１（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 利用期間 | 利用時間 |
| 真名川憩いの島 | 多目的グラウンド | ４月１日から１１月３０日まで | 午前７時から午後７時まで |
| 自由広場 |
| 野球場 |
| マレットゴルフ場 |
| サッカー場 | ４月１日から４月３０日まで９月１日から１０月３１日まで | 午前７時から午後９時まで |
| ５月１日から８月３１日まで | 午前７時から午後９時３０分まで |
| １１月１日から１１月３０日まで | 午前７時から午後７時まで |
| サッカー場照明設備 | ４月１日から４月３０日まで９月１日から１０月３１日まで | 午後７時から午後９時まで |
| ５月１日から８月３１日まで | 午後７時３０分から午後９時３０分まで |
| 大野市明治公園テニス場 | ４月１日から１１月３０日まで | 午前８時３０分から午後９時３０分まで |
| 大野市ゲートボール場 | ４月１日から１１月３０日まで | 午前７時から午後７時まで |
| 奥越ふれあい公園多目的広場照明設備 | ４月１日から４月３０日まで９月１日から１０月３１日まで | 午後７時から午後９時まで |
| ５月１日から８月３１日まで | 午後７時３０分から午後９時３０分まで |

別表第２（第１０条関係）

体育施設使用料

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設区分 | 時間区分 |
| ７：００～９：００ | ９：００～１２：００ | １２：００～１７：００ | １７：００～１９：００ | ９：００～１７：００ |
| 真名川憩いの島 | 多目的グラウンド | 半面 | ６００ | ８００ | １，２００ | ６００ | １，６００ |
| 全面 | ９００ | １，２００ | １，８００ | ９００ | ２，４００ |
| サッカー場 | 全面 | ６００ | ８００ | １，２００ | ６００ | １，６００ |
| 照明設備 | １時間当たり　１，５００ |
| 野球場 | 半面 | ６００ | ８００ | １，２００ | ６００ | １，６００ |
| 全面 | ９００ | １，２００ | １，８００ | ９００ | ２，４００ |
| マレットゴルフ場 | 年間 | １人当たり　３，０００ |
| １日 | １人当たり　２００ |
| 大会 | １日当たり　２，０００ |
| 大野市ゲートボール場 | １コートにつき１時間当たり　４００ |
| 奥越ふれあい公園多目的広場照明設備 | １時間当たり　１，５００ |

備考

１　照明設備の使用料については、大野市公共施設使用料減免規則（平成元年規則第２６号）第２条第４号及び第３条の減免に関する規定は、適用しない。

２　利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。

３　利用者が市外に住所を有する場合は、使用料の５割に相当する額を加算する。

大野市明治公園テニス場使用料

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 時間区分 | １時間当たり超過料金 |
| ８：３０～１２：００ | １２：００～１７：００ | １７：００～２１：３０ |
| 専用利用 | 大会（１コート） | ３，０００ | ３，０００ | ３，０００ | １，０００ |
| 練習（１コート） | １，２００ | １，２００ | １，２００ | ４００ |
| 個人利用 | 一般 | ２時間につき　１５０ | １００ |
| 高校生 | ２時間につき　１００ | ５０ |
| 中学生以下 | ２時間につき　５０ | ２０ |

備考

１　利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている金額と超過時間１時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額との合計額とする。

２　利用者が市外に住所を有する場合は、使用料の５割に相当する額を加算する。

３　個人が利用する場合の使用料については、大野市公共施設使用料減免規則第３条第２項の減額に関する規定は、適用しない。